

【木建】

1. 受講資格

- (1) 木造建築物の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- (3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系木造建築科、建築施工系とび科又は建築施工系プレハブ建築科の訓練を修了した者で、その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- (4) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者で、その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- (5) 旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第3の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練又は別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者で(とび科においては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科においては木質構造施工についての技能を専攻したものに限る。)その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- (6) 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築工学科の訓練又は旧職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練(旧職業訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者で、その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- (7) 職業訓練法(昭和53年改正省令)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち旧職業訓練法施行規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練を修了した者(旧職業訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧職業訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練を修了した者を含む。)(とび科においては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科においては木質構造施工についての技能を専攻したものに限る。)その後2年以上木造建築物の組立て等の作業に従事した経験を有する者

※ (2)～(7)のいずれかに該当して受講される方は、卒業証明書又は修了証書のコピーを添付して下さい。

2. 講習の一部免除資格

- (A) 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (B) 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (C) 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (D) 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者
- (E) 1の受講資格(3)に該当する者
- (F) 1の受講資格(4)に該当する者
- (G) 1の受講資格(5)に該当する者
- (H) 1の受講資格(7)に該当する者
- (I) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練(旧職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、職業訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧職業訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む)を修了した者(とび科においては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科においては木質構造施工についての技能を専攻したものに限る。)
- (J) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- (K) 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者

※ 受講科目の一部免除を受けようとする方は、その資格を有することを証明する書面の写しを添付して下さい。